

令和4年度職員提案 採用提案一覧

(採用提案5件/提出提案19件)

受理番号	提案件名	個人・共同提案の別	提案概要		現状	褒賞	審査の結果
			改善方法	効果			
4	・神栖市保健・福祉会館内部の名称統一 ・案内看板の作成	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内部の名称統一をはかる（旧館あるいは本館、新館あるいは別館） ・建物内の目立つところ（入り口入ってすぐ、つきあたり等）に、「ここは本館です。別館はあちら→」などの看板を貼り、どこが本館で、どちらに行けば別館になるのかを分かるようにする。 	従来は複数の名称によりわかりづらかったが、名称を統一することにより、混乱を防ぐことができる。従来はどこが本館なのかわからなかったが、看板をつけることにより、本館・別館の場所が明確になり、市民の利便性の向上と職員の負担軽減につながる。	神栖市保健福祉・会館は、南北に縦長の建物になっており、北側の建物を旧館あるいは本館と呼び、南側の建物を新館あるいは別館と呼んでおり、呼び方が統一されていないため、わかりづらく混乱することがある。 また建物の内部に本館と書かれていないので、そもそもどこが本館なのかわからない。 別館2階に来庁したい市民の方が、誤って本館2階に来庁することが日に複数回あり、そのたびに職員が別館へ道順を説明しており、市民にとっては不便であり、職員にとっても負担である。	優秀賞	名称の統一は行われているので、市民が迷わず目的の窓口等へたどり着けるようにするために、別館入口や館内適所に案内看板を設置するなど検討されたい。
8	携帯電話の一括契約による費用及び業務量の削減	個人	防災安全課において災害時優先電話を2台追加契約することとなったが、既存キャリアでは追加契約が行えないことから新規での契約を検討していた。 各課等に希望調査を行い、携帯電話の更新を希望する課と携帯電話の台数をとりまとめ、自課の携帯電話の更新に併せて、一括で更新手続きを行った。 携帯電話更新台数：43台 関係課数：11課	<以下、導入費用の削減> ・各課の更新事務手数料：3,300円/台 × 43台 = 141,900円 ・端末料金：28,800円/台 × 43台 = 1,238,400円 合計：1,380,300円削減 上記以外にも複数台契約による月額基本料の割引や一括での契約を行ったことから各課担当者の業務軽減となった。	3G回線の携帯電話が使用できなくなる予定があり、更新の必要が生じたが、各課等で使用している携帯電話は各課で申込・更新を行っていた。	優秀賞	費用の削減及び業務の合理化につながった実績提案である。 複数課等において一括で契約することで費用の削減が見込まれるものについては積極的に取りまとめ等を行っていただきたい。
9	OGRを活用し、敬老祝金の口座振込依頼書のデータ化業務を効率化した	共同	OCRを活用し、紙媒体で提出されたデータをテキストデータにすることで業務の効率化を図った。	導入前までは入力作業に時間がかかっていたが、導入したことで作業時間が減り入力ミス等も減った。	支給対象者から届く口座振込依頼書を台帳ファイルに手入力していた。	優良賞	業務の効率化につながった実績提案である。 紙媒体で処理を行っている事務について、同様の効果が見込まれるものについては積極的な導入を図っていただきたい。
7	LINEによるDX化	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・LINEによるオンライン窓口を設置 行政手続きの申請（ワクチン予約、粗大ゴミの回収申込など） セグメント配信、アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代で90.3%の利用率があり、座間市では1年で市民の半数以上の登録あり。今まで苦慮していた市民への周知方法の改善が図れる。 ・市民の利便性が格段に向上。 ・アンケート機能を利用し、市民の意見を市政に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の手続きはオンライン可能 ・市民への情報発信力が課題となっている。 	優良賞	市民への情報発信手段の拡充の観点からもLINE導入について検討されたい。オンライン申請に誘導するための入口的な機能の付与についても併せて検討されたい。
2	功績のあった職員の表彰の選考方法について	個人	選考にあたっては、各課長がグループや個人を選考し、各課長等のプレゼンによる各部等での選考会を実施し、各部等で1～2団体または個人を絞り込む。その上で、選考委員会を設置し、表彰を行うことにより、表彰理由も明確になり、表彰の権威も向上するとと思われる。	選考にあたっては、各課長がグループや個人を選考し、各課長等のプレゼンによる各部等での選考会を実施し、各部等で1～2団体または個人を絞り込む。その上で、選考委員会を設置し、表彰を行うことにより、表彰理由も明確になり、表彰の権威も向上するとと思われる。	現在、職員の表彰については、神栖市職員等表彰規定第2条第1項各号の規定により実施されているが、特に第3号及び第4号について、選考方法や基準が明確になっていない。	優良賞	一定の選考基準を示すなど、環境を整えながら、提案の内容が活かされる効果的な運用に努められたい。